| 健康危機管理 | | A1 | A2 | A3 | A4 | A5 |
|--------------|--|--|---|--|--|--|
| | | ・年度単位でひとつの業務を実施することがで きるレベル | ・複数年単位で複数の業務の方向性を決定 し、実施することができるレベル | ・複数業務の展開、改善に責任をもつレベル | ・管理的役割の補佐ができるレベル | ・全庁的な管理的役割を担うレベル |
| | | ・個人、家族への基本的な支援に責任をもつレ ベル | ・集団、組織、地域への基本的な支援に責任 をもつレベル | ・住民、関係機関と協働し、より深い支援に責任をもつ レベル | ・施策化、システム化の提案に責任をもつレベル | ・施策化の立案、システム化に責任をもつレベル |
| 保健師の 活動領域 | 元のラダー→ (能力を発揮して行うこと・行動レベル) | ・平時において健康危機管理マニュアルが 理解できる。 | ・平時において、担当地域の危機管理体 制整備の不備を明示できる。 | ・平時において、担当地域の危機管理体制整備の不備を改善できる方法について提案できる。 | ・平時において、住民・関係機関との連絡体制をつくることができる。 | ・平時において、担当地域の危機管理の体制 整備状況と方向性を把握できる。 |
| | | ・自治体内の健康危機訓練に参加し実際の 動きをイメージすることができる。 | ・有事において、健康危機マニュアルに 基づき予防活動を行うことができる。 | ・有事において、関係者・関係機関との連 絡調整を行い、状況に応じた役割の明確化 ができる。 | ・健康危機の被害拡大防止のための具体的な 提案ができる。 | ・全国レベルで共通されているものを熟知 し、新たな開発を含め自治体に即した活用が できる。 |
| | ↓求められる能力 | ・有事において、担当地域の危機管理体制 整備状況や課題を把握することができる。 | | | ・組織内の関係部署と連絡、調整できる。 | ・健康危機発生時に緊急度を見極め、対応の 指示ができる。 ・広域的な多機関との連絡調整、支援ができ る。 |
| 健康危機管理 | ①組織的に健康危機管理マニュアルの内容を 把握し、有事に備える能力 | 1)「奈良県災害時保健活動マニュアル」の内容を理解できる。 2)感染症等の健康危機に関して自己学習できる。 3)緊急時に備え、研修等により資質向上に努めることができる。 | 1)「奈良県災害時保健活動マニュアル」に基づき、予防活動を行うことができる(①②にまたがる内容)。 | 備や事後の分析・共有化ができる。 2)健康危機管理に関する基本的知識を有する ための学習をしている。 | 1) 健康危機発生時の活動の評価ができる。 2) 活動の評価結果を活かした今後の計画の見直 し、施策提案ができる。 3) 災害時の応援体制や受援体制について理解している。 4) 危機対応時の判断に必要な情報収集の指示が できる。 | 1) 全国レベルで共通されているものを熟知し、新たな開発を含め自治体に即した活用ができる。 2) 健康危機マニュアルの整備ができる。 3) 発生時に備え研修等により職員や管内の関係 機関の資質向上ができる。 |
| | ②平常時に地域の健康危機管理体制の課題を 明確化し、被害の低減化に向け整備する能力 | 1) 自治体内の健康危機訓練に参加し実際の動きをイメージすることができる。 2) 健康危機訓練に参加し、実際の動きをイメージすることができる。 3) 平時の準備に何が必要か理解できる。 | 1) 平時において、担当地域の危機管理体制整備の不備を明示できる。 2) 発生要因を分析し、二次的健康被害を予測し予防するための活動が実施できる。 3) 所属内の健康危機訓練に参加し、実際の様式を活用して情報収集ができる。 | 1) 平時において、担当地域の危機管理体制整備の不備を改善できる方法について提案できる。。 2) 健康危機の発生に備え所属の指針に基づいて予防的対応ができる。 3) 発生時を想定した所内活動体制(対策会議等)をつくることができ、被害拡大防止のための具体的な提案ができる。 | つくることができる。 2) 平常時から健康危機発生時に備えた体制の確 保ができる。 3) 健康危機発生時のために優先支援の必要な対 象者リストを集約できる。 | 1) 平時において、担当地域の危機管理の体制整備状況と方向性を把握できる。 2) 発生時を想定した関係機関との連絡体制をつくることができる。 3) 市町村での統括保健師の設置と資質向上をするためにアブローチできる。 4) 組織全体が災害支援を経験できるような、人材派遣体制・育成体制を構築できる。 5) 危機管理に必要なマニュアルの整備、受援体制の構築ができる。 6) 防災部門と連携し、県の防災計画に現場での課題を反映させ、調整することができる。 |
| | ③健康危機発生時に情報を適切に収集・処理 し、迅速かつ適切に対応する能力 | 1) 有事において、担当地域の危機管理体制整備状況や課題を把握することができる。 2) 有事の際に活動内容について適切に報告できる。 | 1) 有事において、「奈良県災害時保健活動マニュアル」に基づき予防活動を行うことができる。 4. 有事に必要な対応を実施することができ、必要時上司の指示を得ながら継続できる。 | 1) 有事の際に健康危機情報を迅速に把握する 体制を整えることができる。 2) 有事に必要な対応を実施することができ、有 事の際の対応について、後輩に指示ができる。 | 1) 健康危機の被害拡大防止のための具体的な提案ができる。 2) 「奈良県災害時保健活動マニュアル」の役割分担に基づき、必要な指示をすることができる。 3) 有事に迅速・適切な情報管理ができる。 4) 有事の際に職員の経験、能力を考慮した配置計画の作成ができる。 5) 健康被害の調査を実施し、危機を最小限に防ぐための取り組みを指導できる。 | 1)健康危機発生時に緊急度を見極め、対応の指示ができる。 2)有事に適切な初動体制がとれ、本庁に連絡報告できる。 3)危機状況下で職員の経験、能力を考慮したマンパワーの調整や采配ができる。 4)危機発生時の応援体制や受援体制について指示ができる。 5)被災地からの派遣要請に対して応援体制計画を組むことができる。 |
| | ④健康危機発生時に組織内外の関係者と連絡・調整・交渉する能力 | | | 1) 有事において、関係者・関係機関との連絡調整を行い、状況に応じた役割の明確化ができる。 2) 危機管理マニュアルが効果的に運用できるよう、平時に関係機関との連携体制をつくることができる。 3) 有事の際に関係者・関係機関との連絡調整を行い、状況に応じた役割を明確化できる。 | 1) 組織内の関係部署と連絡、調整できる。 | 1) 広域的な多機関との連絡調整、支援ができる。 2) 広域的に他機関・他職種との連絡調整、支援 ができる。 3) 有事に広域的な他機関との連絡調整・支援が できる。 4) 組織としての判断、プレス内容や時期等を首 長に進言することができる。 |